# 港区概要について

1 港区の概要

港区政策形成支援データ集 2012

資料

港区観光マップ

資料

芝浦港南地区の変化

資料

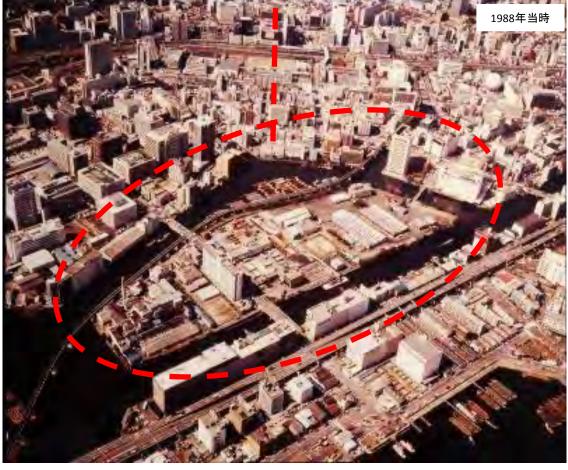
2 町会・自治会活動等

2012 港区町会・自治会ガイド

資料

# 芝浦港南地区の変化







港区町会・自治会ガイド

港区 各地区総合支所 協働推進課

# 目 次

Ι.	町会・自治会の現況	1
	1. 団体数	1
	2. 町会連合会	1
	3. 地縁による団体として認可された町会	1
Π.	町会・自治会の設立	2
	1. はじめに	2
	2. 設立要件	
	3. 提出書類	2
Ⅲ.	各種変更届	3
	1. 各種変更届	3
	2.『地縁による団体の認可』を受けている団体の届出	
IV.	地縁による団体の認可	4
	1. はじめに	4
	2. 法人登記	
	3. 認可要件	
	4. 提出書類	4
	5. 主要税目の課税関係	5
	6. 不動産登記	5
	7. 認可地縁団体の印鑑登録	6
	8. 認可後の地縁団体について	6
	9. 規約や告示された事項に変更があった場合	
	10. 認可の取り消しと解散	7
٧.	防災住民組織	8
	1. 防災住民組織	8
	2. 地域防災協議会	ε
VI.	区の補助金制度	9
	1. 町会等補助金	
	2. 町会・自治会会館建設等補助金	. 1 1
	3. 認可地縁団体補助金	. 13
	4. 町会等掲示板設置補助金	. 1 4
VII.	表彰等	_ 1 5
	1. 町会又は自治会の役員の職にあった方に対する感謝状	. 15
	2. 区政功労者表彰	. 15
	3. 東京都表彰規則に基づく表彰 (地域活動功労)	. 16
VIII.	町会・自治会連絡会	_ 1 7
IX.	地域活動補償制度	_18
v	地域の底力再生事業助成(都の助成制度)	1 0
Λ.	20.83.07ほ、71 丹 丁 尹 禾 りし以、19.07り以、かしら /	1 9

# Ⅱ 町会・自治会の現況 (平成23年度)

# 1. 団体数

234 団体 ※平成 23 年 4 月 1 日現在

《内訳》

管 内 別	団 体 数	会 員 数
芝地区総合支所管内	79 団体	14, 292
麻布地区総合支所管内	47 団体 (4)	12, 408
赤坂地区総合支所管内	32 団体	7, 322
高輪地区総合支所管内	49 団体 (2)	16, 746
芝浦港南地区総合支所管内	27 団体	12, 256
計	234 団体 (6)	63, 024

※会員数=世帯会員数+集合住宅会員数(1棟=1会員)+事業所会員数(1事業所=1会員) ※()内は休会中の数で、団体数に含まれる

# 2. 町会連合会

地域	連 合 会 名
	愛宕一之部連合町会
<b>某地区</b>	愛宕二の部地区連合町会
芝地区総合支所管内	愛宕三之部町会連合会
	愛宕四之部町会連合会
麻布地区総合支所管内	麻布町会・自治会連合会
赤坂地区総合支所管内	赤坂青山町会連合会
芝浦港南地区総合支所管内	港南地域連合会

# 3. 地縁による団体として認可された町会

麻布本村町会 (平成6年1月7日認可) 田島町町会 (平成6年3月3日認可) 青山高樹町町会 (平成11年7月12日認可) (平成11年7月21日認可) 新橋五・六丁目町会 南麻布広尾町会 (平成17年3月11日認可) 白金猿町町会 (平成18年8月2日認可) 北四国町会 (平成19年7月3日認可) 南麻布富士見町会 (平成20年2月29日認可) 芝五丁目町会 (平成20年6月20日認可) (平成20年8月29日認可) 松坂町会 西麻布霞町町会 (平成21年10月9日認可)

# 町会・自治会の設立

# $\prod$

# 1. はじめに

町会・自治会は、住民が地縁により自主的に組織し運営する団体として位置づけられ、地域のみならず港区全体のコミュニティ振興に最も重要な存在となっています。 また、その活動内容は、地域住民のコミュニケーションや地域の環境美化、防犯、防災、福祉など多岐にわたっています。

下記のような設立要件を満たしている団体について、区は町会・自治会の設立届を受理し、町会・自治会の活動等を支援します。

# 2. 設立要件

- ①一定の地域を有していること(集合住宅の場合は、1棟単位以上)。
- ②上記区域内の概ね2分の1以上の世帯が加入していること。 (集合住宅の場合は、概ね4分の3以上)
- ③会の組織運営に関する基本的事項が、会則で定められていること。
- ④当該地域内の住民福祉の増進に積極的に努め、地域の振興に寄与していること。
- ⑤既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が 得られていること(「設立同意書」が必要となります)。

# 3. 提出書類

- ①設立届
- ②設立を決定した総会の議事録
- ③会則
- ④会員名簿
- ⑤設立同意書(上記の設立要件の⑤に該当する場合のみ)

#### 《町会・自治会の設立については》

◎当該地域を所管する各総合支所の協働推進課

・(芝地区)協働推進係
 ・(麻布地区)協働推進係
 ・(赤坂地区)協働推進係
 ・(高輪地区)協働推進係
 ・(芝浦港南地区)協働推進係
 ・(芝浦港南地区)協働推進係

# 1. 各種変更届

会長改選等の変更または休会・解散などの事実が発生した場合は、下記の届出を してください。

- ①町会等名称変更届
- ②町会等会長変更届
- ③町会等連絡先所在地変更届
- ④町会等設置区域変更届
- ⑤町会等解散届
- ⑥町会等休会届
- ⑦その他届出が必要と思われるもの

#### 《各種変更届については》

◎当該地域を所管する各総合支所の協働推進課

・(芝地区)協働推進係
 ・(麻布地区)協働推進係
 ・(赤坂地区)協働推進係
 ・(高輪地区)協働推進係
 ・(芝浦港南地区)協働推進係
 ・(芝浦港南地区)協働推進係

# 2. 『地縁による団体の認可』を受けている団体の届出

地縁による団体の認可を受けている団体は、上記の各種変更届に加えて、「規約変更認可申請」、「告示事項変更届出」等の手続きが必要となります。

また、告示事項を変更する場合は、「告示事項変更届出」を行ない、区長の変更認可および告示を経ないと、変更の事実が効力を持たず、第三者に対して対抗することができません。

⇒ [IV:地縁による団体の認可]の [9. 規約や告示された事項に変更があった場合]を参照してください。

#### 《『地縁による団体の認可』を受けている団体の届出については》

◎当該地域を所管する各総合支所の協働推進課

・(芝地区)協働推進係
 ・(麻布地区)協働推進係
 ・(赤坂地区)協働推進係
 ・(高輪地区)協働推進係
 ・(芝浦港南地区)協働推進係
 ・(芝浦港南地区)協働推進係

# 1. はじめに

これまで町会・自治会は、実質的に団体で保有している不動産等をその団体名義では登記できませんでした。そのため、名義の変更や相続などの問題が生じることとなっていました。

平成3年4月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、「地縁による団体」(町会・自治会)が区長の認可を受け、法人格を取得できるようになり、会長等個人名義で登記されていた財産(不動産等)を町会・自治会の団体名義で登記し、保有することができるようになりました。

# 2. 法人登記

区長の認可により法人格を取得するので、法務局への法人登記は必要ありません。

# 3. 認可要件

- ①良好な地域社会の維持、形成のため地域的な共同活動を行うことを目的とし、その 会の規約に明記されており、現にその活動を行っていること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかになっていること。
- ③その区域のすべての住民(年齢・性別等を問わず区域に住所を有するすべての個人) が構成員となれることが規約に定められていること。
- ④その区域内の概ね2分の1以上の住民又は世帯が加入していること。 (集合住宅の場合は、概ね4分の3以上)
- ⑤目的・名称・区域・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項等が定められている「規約」を有していること。

# 4. 提出書類

- ①認可申請書
- ②規約
- ③認可を申請することを議決した総会議事録
- ④構成員の名簿
- ⑤保有資産目録または保有予定資産目録
- ⑥共同活動の実態を証する書類(補助金申請の際に提出していただく「実績報告書」 等)
- ⑦申請者が代表者であることを証する書類(申請者を代表者に選出した総会議事録の写しで議長及び議事録記載者の署名・押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した承諾書の写しで申請者本人の署名・押印のあるもの)
- ※①⑤⑥の指定用紙は、各地区総合支所協働推進課協働推進係に備えてあります。

# 5. 主要税目の課税関係

詳細については関係機関へお問い合わせください

#### 【国税】

- ・芝税務署 1 3455-0551
- ·麻布税務署 Tm 3403-0591

法人税	法人税 公益法人とみなされ、 収益事業のみ課税		公益事業は非課税
所得税	利子、配当所得等は課税	相続税	納税義務は無し

#### 【地方税】

· 港都税事務所 La 5549-3800

事業税	公益法人とみなされ、 収益事業のみ課税	不動産 取得税	直接その用に供するものは非課税
法人 住民税	収益事業のみ課税	固定 資産税	(例:事務所・倉庫)

# 6. 不動産登記

地縁による団体の認可を受けた町会・自治会は、その団体名義で不動産登記を行う べく法務局で手続きを行えば、他の法人と同様に、登記が可能になります(町会・自 治会の名義で登記できます)。

なお、これまで団体が保有しながら個人名義となっていた不動産の所有権移転登記 原因は「委任の終了」となります。

### ※登録免許税について

不動産登記を申請する場合、登録免許税が課税されます。

(例) 固定資産税評価額が、400,000 円/㎡の土地 100 ㎡を、町会の法人名義に所有権移転登記をする場合

400,  $000 \text{ P} \times 100 \text{ m}^2 \times 20 / 1$ , 000 = 800, 000 P

- ※上記計算のとおり80万円の登録免許税が課税されます。
- ※土地売買を行う場合については、特例として税率が 1000 分の 10 になります。

#### ※登記や登録免許税のお問い合わせは

東京法務局港出張所 港区東麻布 2 - 1 1 - 1 1 La 3 5 8 6 - 2 1 8 1

# 7. 認可地縁団体の印鑑登録

### 【提出書類等】

- ア. 申請書(認可地縁団体印鑑登録申請書)
- イ. 印鑑登録原票
- ウ. 団体の登録する印 (一辺の長さが8~30m以内で変形しにくいもの)
- エ. 港区に印鑑登録されている代表者の印と印鑑登録証明書 (1通)
- ※上記、ア・イの指定用紙は、各地区総合支所協働推進課協働推進係に備えてあります。

# 8. 認可後の地縁団体について

(1) 団体の性格について

認可後の地縁団体は、権利能力を得ることにより、不動産登記等ができるようになるなど、法的な取扱いや位置付けが変わります。しかし、地縁により自発的に組織された任意の団体であるということに変わりはなく、区との関係も認可前と変わりません(行政組織の一部に組み入れられるといったことはありません)。

- (2) 団体の義務
  - ①財産目録の作成と備置

財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください(財産目録は年度終 了後3ヵ月以内に作成する必要があります)。

②構成員名簿の作成と備置

構成員の名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。また、構成員 の変更があるごとに訂正してください。

③総会の開催

代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

④その他

代表者及びその代理人が職務を行なうについて、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

# 9. 規約や告示された事項に変更があった場合

認可を受けた後、規約や告示された事項(代表者の住所・氏名・事務所の所在地等)を変更した場合は、それぞれ「規約変更認可申請」、「告示事項変更届出」の手続きが必要です。区長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約内容は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

#### (1) 規約を変更した場合

以下の書類を提出してください。書類審査のうえ、規約変更認可・不認可を文書で通知します。なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所・解散の事由など、告示された事項である場合は、別途「告示事項変更届出」が必要です。

- 規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容および理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写し)

#### (2) 告示された事項を変更した場合

以下の書類を提出してください。変更のあった事項が認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。審査のうえ、認可要件を満たしていると確認できたときは、区長が認可及び告示して告示事項変更手続きは完了です。なお、審査には1週間から3週間程度かかります。

- 告示事項変更届出書
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写しなど)
- ※告示された事項に変更があった旨を証する書類は、変更内容によって提出していただく書類が異なることがありますので、詳しくはお問い合わせください。

# 10. 認可の取り消しと解散

(1) 取り消し

次のような場合、区長は認可を取り消すことがあります。

- ①4つの認可要件のうち、いずれかを欠くことになったとき。
- ②不正な手段により認可を受けたとき。
- (2)解散

次のような場合に、認可地縁団体は解散します。

- ①規約に定めた解散事由が発生したとき。
- ②破産したとき。
- ③認可を取り消されたとき。
- ④総構成員の4分の3以上の承諾がある総会での議決があったとき(規約に 別段の定めがある場合を除く)。
- ⑤構成員が欠乏したとき。
- ※解散は民法の規定が準用され、区長に対して届出(区長による解散告示) および清算に伴なう債権申し出の公告(官報による公告)手続きが必要で す。

### 《地縁による団体の認可についての問合せ先》

◎当該地域を所管する各総合支所の協働推進課

・(芝地区)協働推進係
・(麻布地区)協働推進係
・(赤坂地区)協働推進係
・(高輪地区)協働推進係
・(芝浦港南地区)協働推進係
5421-7621
6400-0031

# 1. 防災住民組織

港区では、町会・自治会を母体とした自主的な防災住民組織の結成を促進しています。 都市で大地震など大災害が起き、同時多発的に被害が発生し、広範囲に拡大した時に備え、災害を最小限にくいとめるため、町会・自治会の防災住民組織の結成を推進しています。

### ◆住民組織の主な活動

#### [平常時]

- 1. 防災知識の普及・啓発
- 2. 防災巡視 · 防災点検
- 3. 防災訓練の開催など
- 4. 情報収集と伝達

#### [非常時]

- 1. 初期消火
- 2. 負傷者の救出・救護
- 3. 住民の避難誘導
- 4. 情報収集と伝達
- 5. 給食·給水

#### ◆助成内容

①防災資器材の助成

結成年度に、メニュー方式で、組織の会員数(世帯数)に応じ、下記限度額に相当する品を組織が選択します。

会 員 数	助	成	限	度	額
100世带未満			2	40, 00	00 円
100~250 世帯			2	90, 00	00 円
251~500 世帯			4	00, 00	00 円
500 世帯以上			5	40, 00	00円

- ②希望する防災会に下記の防災資器材を貸与しています。
  - ・小型消防ポンプ
  - 防災資器材収納庫

# 2. 地域防災協議会

大災害の際は、地域の自主的な活動が重要となります。

そのため、港区では地域の防災住民組織(町会・自治会)や小・中学校PTA、事業所及び各種地域団体がいざというときに連携をとりやすいよう、平時から顔見知りの関係を築けるように地域防災協議会の結成を推進しています。

また、協議会の防災活動に要する経費の一部を助成しています。

#### ◆地域防災協議会の主な活動

### [平常時]

- 1. 地域の災害シュミレーション
- 2. 避難所運営方法の検討
- 3. 各組織の情報交換・交流
- 4. 防災訓練の開催
- 5. 防災資器材の把握

#### 「非常時〕

- 1. 避難所運営
- 2. 今後の地域復興の方向性の協議
- 3. 地域の秩序、安全の維持
- 4. 行政機関との連携
- 5. 個々防災住民組織の活動のバックアップ

# 町会・自治会に対する補助金制度

港区では、町会・自治会のさまざまな活動や組織を支援するため、町会等補助金、町会・自治会会館建設等補助金、認可地縁団体補助金、町会等掲示板設置補助金の4つの補助金交付制度を設けています。

# 1. 町会等補助金

# ◆概 要

町会・自治会、防災住民組織及び商店会が、区民福祉の向上を図るために行う社会環境整備、生活安全、防災などの自主的なコミュニティ活動を支援します。

#### ◆補助金の種類及び対象経費

- <団体活動費補助金>
  - ◇対象団体 町会・自治会及び防災住民組織
  - ◇対象経費 町会・自治会及び防災住民組織の運営及び団体が実施する事業に要する経費
- <防犯灯等維持費補助金>
  - ◇対象団体 町会・自治会及び商店会
  - ◇対象経費 電気料金、消耗品等購入その他防犯灯等の維持に要する経費

#### <防犯灯等補修費補助金>

- ◇対象団体 町会・自治会
- ◇対象経費 防犯灯の修繕その他補修に要する経費

#### ◆補助金交付額の算出基準

(平成23年4月基準)

1111-74 37-7-61	がった田生し		\ 1	// Lo   1/1/20   /
会員数 (人)	団体活動費補助金 防災会のみ		防犯灯等維持管理費	防犯灯等補修費
1~50	111, 500	25, 500	①防犯灯 (町会・自治会が保有す る電灯) ⇒1基あたり3,000円	①防犯灯 ⇒全額補助※1 (実績払い)
51~100	130, 000	29, 000	②商店街灯 (商店会が保有する 電灯) ⇒1基あたり13,000円	②商店街灯 ⇒対象外※2
	以下会員が50 増すごとに 18,500円加算	1		

- ※1 新規設置・建替えについては、従来どおり『港区防犯灯設置の補助に関する要綱』 (各地区総合支所協働推進課土木係)で対応
- ※2 商店街灯の補修費補助については、従来どおり『港区商店街活性化事業補助金交付要領』(港区役所産業振興課)で対応
- %3 会員数=世帯会員数+集合住宅会員数(1棟=1会員)+事業所会員数(1事業所 = 1会員)

#### ◆補助金交付の流れ

(1)団体活動費補助金・防犯灯等維持費補助金<前払い>

≪当年度≫

①現況報告 団体の会員数(防犯灯等補助金は設置基数)を報告いただ

き、補助金額を算出します。

会員数=世帯会員数+集合住宅会員数+事業所会員数

(1集合住宅および1事業所=1会員)

②補助金交付申請 補助金交付申請書に、当該年度に実施する収支予算書等の

関係書類を添えて、提出していただきます。

③ (交付決定) 交付申請書・収支予算書等の内容を審査し、交付金額を決

定し、通知します。

④補助金請求 請求書を提出していただきます。

⑤ (補助金交付) 指定された団体専用口座に、補助金を入金します。

≪翌年度≫

⑥実績報告 前年度の事業実績報告書に、関係書類等を添えて提出して

いただきます。

⑦ (補助金確定通知) 事業実績報告書の内容を審査し、補助金額を確定し、通知

します。

※ 実績額が交付額を下回る場合、その差額を返還していただきます。

(2)防犯灯等補修費補助金<実績払い>

①事前協議 補修を行う前に区と協議していただきます。

ただし、蛍光灯交換等の簡易な補修を除きます。

①補助金交付申請 補助金交付申請書に、領収書(原本)を添付して、提出し

ていただきます。

② (交付決定) 交付申請書の内容を審査し、交付金額を決定し通知します。

③補助金請求 補助金請求書を提出していただきます。

④ (補助金交付) 指定された団体専用口座に、補助金を入金します。

(注1) 交付手続きは、毎年度初めに行います。各書類は、そのつど、区から各団体へ 送付します。

(注2) 年度途中に新設された団体は、補助金の交付が翌年度からとなることがありま すので、予めご了承ください。

◆詳細については14ページの連絡先までご相談ください。

# 2. 町会・自治会会館建設等補助金

#### ◆概 要

町会・自治会が所有する町会会館の建設、修繕等に要する経費の一部を補助します。

- ◇補助対象となる会館の整備事業
  - ・会館の新築、改築、既存建物の購入、増築 (認可地縁団体として登録されている町会のみが対象)
  - 修繕
- ◇補助対象となる会館の要件(主なもの)
  - ・会館の所在地が港区内であること
  - ・町会により自主的、民主的に運営されるものであること
  - ・会議、催事等の場として広く地域住民に利用されるものであること
  - ・維持管理に要する経費は町会で負担すること
  - ・会館の延べ床面積が30 m以上(平屋の場合は20 m以上)あり、かつ、15 m以上の集 会室を有すること
- ◇補助対象とならない場合(主なもの)
  - ・整備事業に要する経費が 100 万円未満の場合
  - ・建物が賃借物件の場合
  - ・集合住宅の集会室
  - ・故意または過失により生じた損壊で、損壊の原因者がいる場合
  - ・同種の制度による補助金の交付を受けてから、新築、改築若しくは増築又は既存建物の購入にあっては20年、修繕にあっては10年以上経過していない場合
- ◇補助対象から除外する経費(主なもの)
  - ・町会がもっぱら使用する部分以外に要する経費
  - ・外構、駐車場等の部分に要する経費
  - 備品、什器類
  - 用地取得費
  - 設計料等

#### ◆補助金額

整備事業にかかる経費の2分の1以内とし、次の限度額以内。

- (注)・1,000円未満の端数が生じた場合は、切捨てます。
- ※補助金の交付総額は、毎年度予算で定める範囲内とします。
- ◇新築、改築、既存建物購入の場合
- 1,000万円
- ◇増築、修繕の場合 500万円

### ◆交付までの流れ

①事前協議………会館の建築確認申請(修繕の場合は工事契約)の前に、 会館の整備計画や、交付までの申請手順等について 区と協議をしていただきます。(実施年度の前年度 の8月末日まで)

②交付申請…………関係書類を添えて、交付申請をしていただきます。

③ (交付決定) ......区で申請内容を審査し、交付の可否を決定、通知し

④完了届………会館の整備事業、不動産登記(必要な場合)を完了 後、関係書類を添えて、完了届を提出していただき ます。

⑤ (交付額確定) ………区で完了届の内容および会館の現況を審査・調査し、 最終的な交付金額を確定し、通知します。

⑥補助金の請求/受領……交付額確定後、補助金の請求をしていただき、補助 金交付となります。

# ◆詳細についてはご相談ください。

上記は制度の概要です。具体的に、補助金を受けての会館の整備事業を検討され る場合は14ページの連絡先までご相談ください。

# 3. 認可地緣団体補助金

#### ◆概 要

町会が、地方自治法に基づく『地縁による団体の認可』を受けるために要した経費 および当該団体が所有する町会会館等の不動産を当該団体名義により不動産登記 するために要した経費の一部を補助します。

#### ◇補助対象となる経費

- ・地縁による団体としての認可を受けるために要した経費
  - ⇒認可申請のための町会名簿作成や町会会員への PR に要した事務費など。
- ・認可後、当該団体名義による不動産登記に要した経費
  - ⇒登記手数料、登録免許税、司法書士手数料など。
  - ※認可申請と不動産登記を一連の流れで行なう場合のみでなく、すでに地 縁による団体の認可を受けている町会が、新たに倉庫等の不動産登記の み行なう場合も、補助の対象となります。

#### ◆補助金額

補助対象となる経費の4分の3以内とし、100万円を限度とします。

(注) ・100円未満の端数が生じた場合は、切捨てます。 ※補助金の交付総額は、毎年度予算で定める範囲内とします。

#### ◆交付までの流れ

- ①事前協議…… 事前に、認可申請を行なう時期や登記予定の不動産、 交付までの申請手順等について、区と協議をしていた だきます。
- ②交付申請・・・・・・・不動産登記完了後、関係書類を添えて、交付申請をしていただきます。
- ③ (交付決定) ………区で申請内容を審査し、交付の可否および補助金額を 決定し、通知します。
- ④補助金の請求/受領……交付決定後、補助金の交付請求をしていただき、補助金交付となります。
- ◆詳細についてはご相談ください

上記は制度の概要です。詳細については14ページの連絡先までご相談ください。

# 4. 町会等掲示板設置補助金

#### ◆概 要

町会・自治会が掲示板を新たに設置する場合に、それにかかる経費の一部を補助します。

- ◇補助対象となる掲示板
  - ・町会・自治会区域内の私有地または私道上に設置する掲示板

#### ◆補助金額

掲示板設置に係る経費の2分の1以内とし、1基につき5万円を限度として交付します。

- (注)・100円未満の端数が生じた場合は、切捨てます。
  - ・企業等の広告入り掲示板の場合は、交付の対象経費から企業等が負担する経 費を除きます。
  - ※補助金の交付総額は、毎年度予算で定める範囲内とします。
- ◆交付までの流れ
  - ①掲示板の設置申請……事前に掲示板設置場所や工事時期について、区にご連絡 ください。
  - ②補助金申請………関係書類を添えて、交付申請をしていただきます。
  - ③ (交付決定) ……区で申請内容を審査し、交付の可否および補助金額を決定し通知します。
  - ④補助金の請求/受領……交付決定後、補助金の交付請求をしていただき、補助金 交付となります。
- ◆詳細についてはご相談ください

# 《各種補助金についての問合せ先》

◎当該地域を所管する各総合支所の協働推進課

・(芝地区)協働推進係
・(麻布地区)協働推進係
・(赤坂地区)協働推進係
・(高輪地区)協働推進係
・(ご浦港南地区)協働推進係
5421-7621
6400-0031

日頃から、地域振興の発展のために、町会・自治会活動を通じて活躍されている方の 功績をたたえ、下記のような感謝状や表彰の制度を設けています。

# 1. 町会又は自治会の役員の職にあった方に対する感謝状

#### ①推薦基準

役員の職を退任した方で

文員の概を返回したが、						
役職等	在職年数					
会 長	10年以上 (換算率:1年につき1.0)					
副会長	15年以上 (換算率:1年につき3分の2)					
会長又は副会長 以外の役員	20年以上 (換算率:1年につき2分の1)					
役員として 在任中に死亡した方	在職年数の制限はありません					

#### ②推薦方法

年1回、区から該当者の調査を依頼し、区長から感謝状の贈呈を行います。

※上記以外に該当者の推薦があった場合は、随時感謝状を贈呈します。

# 2. 区政功労者表彰

港区表彰規則第2条1号に該当する町会・自治会自治団体の指導育成に尽力した功労顕著な方を表彰します。

#### ①推薦基準

下表により換算した年数が25年以上の方

役	職	在職年数
会	長	15年以上 (換算率:1年につき1.7)
副	会 長	20年以上 (換算率:1年につき1.25)
役	員	25年以上 (換算率:1年につき1.0)

# ②推薦方法

◎10 月中旬 町会・自治会長あて該当者の調査依頼

◎11 月中旬 該当者の履歴書の提出◎翌年 3 月 15 日 区長から表彰状の贈呈

▼ 表彰等

# 3. 東京都表彰規則に基づく表彰(地域活動功労)

東京都表彰事務取扱要領の地域活動功労に該当する方を、港区の候補者として推薦しています。

①推薦基準

町会・自治会地域自治振興に尽力し、顕著な功績のあった方

- ②推薦方法
  - ◎3月中旬 東京都から候補者の推薦依頼
  - ◎10月1日(都民の日) 都知事から表彰状の贈呈

# 《各種表彰等についての問合せ先》

◎当該地域を所管する各総合支所の協働推進課

・(芝地区)協働推進係
・(麻布地区)協働推進係
・(赤坂地区)協働推進係
・(高輪地区)協働推進係
・(芝浦港南地区)協働推進係
5421-7621
・(芝浦港南地区)協働推進係

より一層地域に密着したコミュニティの振興を図るために、町会長・自治会長をはじめ役員の方々の出席ももとめて同一地域の町会・自治会相互の交流はもとより、コミュニティ振興の中心的存在である町会・自治会の方々と行政が同じ場に会して様々なテーマについて意見交換を行います。

(麻布、赤坂、芝浦港南地区においては、連合会等が中心になって、上記活動等が行われています。)

◎開催 年に1~2回、行政管内別に開催されます。

# 《連絡会についての問合せ先》

◎当該地域を所管する各総合支所の協働推進課

・(芝地区)協働推進係	3578 - 3126
•(麻布地区)協働推進係	5114-8802
•(赤坂地区)協働推進係	5413-7272
•(高輪地区)協働推進係	5421 - 7621
•(芝浦港南地区)協働推進係	6400 - 0031

区内の町会・自治会等の活動行事のために地域活動補償制度に係る保険に加入しています。

◆加入対象 港区に活動拠点があり、無償で区民に公益性のある活動をしている団体。

団体	活動例
こども会、町会・自治会、環境	町会・自治会行事、清掃活動、防災・防犯・交
美化、防災等関連団体等	通安全活動等
【対象にならない団体】	【対象にならない活動】
◎区民に対する公益性の認めら	◎構成員のみの親睦・慰安・利益を目的とする
れない団体	活動
	◎団体活動ではない個人的活動・政治活動、宗
	教活動、営利目的とする活動
	◎区民に対する公益性の認められない活動等

# ◇補償の範囲

	補償項目	補償額		
書 捐	身体賠償	1人につき 6,	000 万円限度	
任害	为 [ ]	1事故につき	2億円	
責任事故損害賠償	財物賠償	1事故につき	1,000 万円限度	
故領	保管物(受託物)賠償	1事故につき	100 万円限度	
傷	死亡	1人につき	500 万円	
害	後遺傷害	1 人につき 15 万円~	~500 万円	
事	入院	1人につき 日額	3,000 円	
故	通院	1人につき 日額	2,000 円	

※町会・自治会活動とは…町会・自治会が主催または共催し、その内容が活動行事予定表 または議事録等で確認されるもの。ただし、日本国内で行われ る港区民に対する公益性のある活動に限ります。

事故が発生した場合は、速やかに下記まで事故の内容を連絡下さい。

#### 《町会・自治会活動保険についての問合せ先》

◎当該地域を所管する各総合支所の協働推進課

・(芝地区)協働推進係
・(麻布地区)協働推進係
・(赤坂地区)協働推進係
・(高輪地区)協働推進係
・(芝浦港南地区)協働推進係
5421-7621
6400-0031

# X

# 地域の底力再生事業助成(都の助成制度)

町会・自治会の皆さんが行う地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行います。

事業区分と団体の種類により助成金額(補助率、限度額)が異なります。

#### ◆概要

◇申請できる団体及び補助限度額

東京都内に所在する地縁団体(町会・自治会)

申請できる団体の種類	例	補助限度額
区市町村の範囲を超えた地縁 団体の連合組織	東京都町会連合会	200万円
区市町村を単位とする地縁団 体の連合組織	○○区町会連合会	200万円
区市町村内の一部地域を単位 とする連合組織	○○地区町会連合会 ※1ペーシ「2. 町会連合会」はここに該当します。	100万円
区市町村内の単一町会・自治会	○○町会、○○自治会	20万円

#### ◇助成金額

/ 切状亚帜					
事業区分		補助率			
A	地域の課題解決のための取組	今までに本助成金を	助成対象経費		
		受けたことがある団体	O1/2		
		今までに本助成金を	助成対象経費		
		受けたことがない団体	の10/10		
B 東京都が取り組む特定施策の					
推進につながる取組		助成対象経費の10/10			
	1 防災・節電活動				
分	2 青少年健全育成活動	※次年度以降も同一分野で申請可。ただし、 補助率は助成対象経費の1/2。			
野	3 高齢者の見守り活動				
	4 防犯活動				

#### ◇申請時期 ※交付決定より前に終了する事業は対象となりません。

	募集期間	審査委員会	交付決定
第1回	平成24年 3月 1日(木)~	3月下旬	4月上旬
	平成24年 3月14日(水)【必着】	37 I N	4万工的
第2回	平成24年 4月 2日(月)~	6月下旬	7月上旬
<b>第</b> △ 凹	平成24年 6月 1日(金)【必着】	0月19	
第3回	平成24年 6月 4日(月)~	9月下旬	10月上旬
- 第3凹 	平成24年 8月31日(金)【必着】	9月下旬	
第4回	平成24年 9月 3日(木)~	11月下旬	12月上旬
	平成24年11月 9日(金)【必着】		

※制度の詳細は、別途お送りしている「平成24年度『地域の底力再生事業助成』ガイドライン」をお読みいただくか、下記までお問い合わせください。

《地域の底力再生事業助成についての問合せ先》 ◎東京都生活文化局 都民生活部

管理法人課 市民交流国際係

Tel 03-5388-3166

# 港区町会・自治会ガイド

平成8年11月 初版 平成 12 年 11 月 改訂 平成 14 年 8 月 改訂 平成 15 年 9 月 改訂 平成 16 年 9 月 改訂 平成 17 年 9 月 改訂 平成 18 年 10 月 改訂 平成 19 年 10 月 改訂 平成 20 年 10 月 改訂 平成 21 年 9 月 改訂 平成 23 年 4 月 改訂 平成 24 年 4 月 改訂

# 【編集·発行】

〒106-8515 港区六本木5-16-45 港区 麻布地区総合支所 協働推進課 協働推進係 電話:5114-8802 FAX:3583-3782